

4. 障害者雇用促進法は、障害者の雇用安定を図ることを目的にした法律ですが、会計年度任用職員として雇われた障害のある人は、障害者雇用促進法の法定雇用率の算定に含まれると認識しています。単年度任用や公募は、雇用安定という点からは大きな問題があると思いますが、この点については、どのようなお考えか、お聞かせください。

(答)

- 障害者任免状況通報において報告対象となる障害者は、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、
- ・ 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
  - ・ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用される者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- 等のように、1年を超えて雇用される者（見込みを含む）としております。

(職業安定局障害者雇用対策課・橋本和大・03-3595-1173)